

特集論文：貧困問題

英国の貧困と社会的企業

山本 隆

関西学院大学人間福祉学部教授

● 要約 ●

英国では貧困調査が適切になされており、その数は人口の2割を占める。貧困な就労世帯の数も多いことが分かっている。英国ではデプリベーションという言葉で貧困状態を表すが、この概念を確立したのはピーター・タウンゼンドである。デプリベーションは、人々が生活資源を“剥奪された”状態を表し、社会参加を阻害された孤立を意味する。最近では、デプリベーション指数に基づく測定は日本でも子どもの貧困調査で試みられている。貧困の削減は国の責務であるが、地域において貧困問題に立ち向かっているのは社会的企業である。社会的企業はマルチ・ステークホルダー型の運営を信条とし、事例で取り上げたメイナーハウスDTは個人の生活力の再生やソーシャル・キャピタルの構築を達成している。

● Key words : 貧困, デプリベーション, 貧困調査, 社会的企業

人間福祉学研究, 10 (1) : 19-36, 2017

1. はじめに

格差の現実を歴史的なデータに基づいて証明した、ピケティ著『21世紀の資本』において、ジェーン・オースティンの小説の引用があり、19世紀における遺産相続やお金にまつわるエピソードを紹介している。英国は今も階級社会の色彩を残しており、また貧困の調査に取り組んできた国である。10年前に子どもの貧困の撲滅宣言をしたことも記憶に新しい。

本稿は、社会的企業の考察も含めて、本号のテーマである貧困について検討する。英国の貧困に関する概況について、報告書 *Monitoring Poverty and Social Exclusion* からは、以下の通りである (Joseph Rowntree Foundation, 2016)。

・2014/15年で、1,350万人が低所得世帯で、英国人口の約2割を占めている。この割合はこの

10年間でほとんど変化がない。

- ・貧困状態にある民間住宅の借家人の数は、この10年以上で2倍になっている。
- ・就労世帯に分類される貧困者の数は55%を占めている。これらの世帯における成人の5分の4は自営業で、380万人である。就労していない成人は、主に子どもの世話をしている。
- ・140万人の子どもが長期の不就労世帯に属しているが、この4年間で28万人減っている。

本稿の目的は、貧困の概念を再検討し、特に貧困調査の鍵概念であるデプリベーション (剥奪, deprivation) を考察することである。また、貧困の削減は国家の役割と責任を問う形で進めるべきであるが、民間の立場からは反貧困活動を展開する社会的企業について事例を通して評価する。

2. 貧困の経済理論

2.1. 貧困の概念をめぐる論争

近代の貧困化論争を振り返れば、古くはドイツ社会民主党修正主義論争とマルクス「窮乏化」説の論争があった。特にカウツキーは『ベルンシュタインと社会民主党の綱領』（1898）、においてマルクスを擁護し、「貧困」の言葉の解釈の問題をめぐって、「生理的貧困」と「社会的貧困」の区別を試みた。彼は資本主義の発展に伴う貧困化の形態の変化に注目し、「絶対的」（生理的）貧困化から「相対的（社会的）貧困化」へと論点を発展させた。

その後、修正資本主義と「相対的貧困」をめぐる統計論争があり、「所得革命」をめぐる調査研究が行われた。所得分配率の評価をめぐっては、カレッキーとクズネツ、ゴールドスミスによる所得分配の平等化論があった。（小谷, 1977: 6-7）

第二次世界大戦後になると、「中産階級化」の議論が登場する。ガイガー、クロスランド、リースマンの調査研究である。第二次世界大戦後の日本でも貧困化論争は白熱した。

現段階になると、ラウントリー、タウンゼンド、センの議論が影響力を持っている。また社会的排除についてはラペールらの注目の書がある。日本では、子どもの貧困について、阿部彩が精力的に研究を進めている。

マルクス主義者の見解

マルクス主義の貧困論について若干触れておくと、彼らは資本主義と階級格差に関連する社会的、政治的諸要因が貧困を引き起こすと主張する。長期にわたり、低賃金の雇用が存在することは、労働市場の特徴である「二重の市場」の観点から理解されている。二重市場理論は、労働市場が「第一次」セクターと「第二次」セクターに階層化されているという前提に基づいている。第一次セクターとは対照的に、「第二次」セクターは、不安定雇用、低位な賃金水準、限られた昇進など

が特徴である。これらの問題は、貧困に陥ることが個人の習性や特徴ではなく、資本主義体制の固有の脆弱性を反映しているとされる。したがって、貧困の解明において、マルクス主義理論は、労働者の特定の個別特徴よりも、第二次労働市場の不利な特徴をより重視する（Joseph Rowntree Foundation, 2015: 19）。

一般的に不平等と資源の支配の要因には、民族性、階級、性別、年齢、地理的空間（都市と農村の違い）が含まれる。個人に内在するこれらの要因は、犯罪、教育、健康、住居、職業のような社会統制を超えた社会現象と組み合わせられることになる。

2.2. 貧困の概念と貧困の測定

視点を変えて、議論を貧困基準とその測定に進めてみたい。貧困調査で名をはせた1人として、シーボーム・ラウントリー（Seebolm Rowntree）がいる。20世紀初頭のラウントリーによる貧困の定義は、第1次貧困と第2次貧困に分けていた。

ラウントリーは、「身体的効力の維持のための最小限の必需品を得るにも不十分な収入」しかない状態を第1次貧困と解釈した。これに対し、第2次貧困の概念は「明白なニードと薄汚い劣悪な環境（squalor）」という主観的判断に基づいている（Ibid: 8）。

ラウントリー自身は後に、「貧困ではない状態」の要件に「風呂と庭を持つこと」を含めて、第一次貧困の定義を拡張している。貧困が社会経済的環境に強く依存することを示すものである。ラウントリーの発想は絶対不可欠な構成要素と、相対的な社会関係を含むものでもある。ジョセフ・ラウントリー財団（JRF）が採用している現在の貧困の評価や、世帯中央所得の60%相当額を閾値とみなす相対的貧困ラインの尺度はこの流れを汲んでいる。

さらにラウントリーは、貧困に陥るリスクが最も高い社会集団を児童、要扶養児童を抱える若い夫婦、高齢者と考え、「貧困の連鎖」と結びつけた。

ただし、貧困状態にある人々の特徴が特定されているにもかかわらず、労働市場の不平等や雇用への不平等なアクセスなどの原因を探る正式な試みは貧困調査ではなされてこなかった。

その後、相対的デプリベーションの概念を確立したのは、ピーター・タウンゼンド (Peter Townsend) である。タウンゼンドは、貧困の概念について、「社会が一般的に認める活動、習慣、食事に参加するために必要な資源の不足」と定義した (Ibid: 10)。これは純然たる相対的尺度である。この定義から、収入だけでなく、さまざまな種類の資源を検討していく必要性が認められた。

デプリベーションは、人々が生活資源を「剥奪された」「状態」とし、社会参加を阻害された「孤立化」という状態によって構成された概念である。タウンゼンドによれば、個人に帰属する資源は、それぞれ機能する一連の諸制度によって管理される。貧困は、これら諸制度の組み合わせが機能した結果の一部であり、賃金や社会保障制度は他の諸制度よりも多くの人々に影響を及ぼす。

彼の相対的貧困の定義は、貧困に伴う排除の結果に関連づけている点ですぐれている。相対的貧困とは、「平均的な個人や家族よりも通常の生活様式、習慣、活動から除外された」状況を指す (Ibid: 10)。後に社会的排除の概念が発展するが、この相対性は貧困の解釈にとって重要な側面である。

この相対的な尺度は、社会特有の貧困の性格を捉えるものである。人は、「所得と資源」の剥奪を経験することで、経済的および社会的剥奪の潜在的な原因の幅広さに囚われていく。

欧州委員会もタウンゼンドの見解にそって、貧困に関連する排除と疎外のプロセスを重視する指標を採用している。すなわち、「貧困を経験した人々」はしばしば排除され、規範である活動 (経済、社会、文化) に参加することからも疎外され、基本的権利の実現は制限される (Council of the European Union, 2004: 8)。これは文化的活動からの排除などを含む広範な定義である。

社会的排除の考え方により、社会的に存在する貧困の実相を広く深く捉えることができる。それは貧困を生み出す時間軸とプロセスの重要性を理解しやすくしている。ただし社会的排除の定義は、実用レベルでの測定形式やその方法で困難を伴うのも確かである。

英国政府は貧困の公式見解を表明しているわけではないが、貧困の定義を盛り込んだ条約や協定に調印している。EUの定義は加盟国としての英国にも適用してきた。ただしEU離脱後は、その限りではない。さらには、国家統計局による家計平均所得 (ONS, 2013年) といった政府刊行物は、金銭的尺度を活用している。貧困ラインを決定する上で重要なのが住宅費の扱いである。英国では住宅費を支出する前の純世帯所得 (BHC, Before Housing Cost)、または住宅経費を支出した後の純世帯所得 (AHC, After Housing Cost) の二段構えで、中央値の60%を下回る世帯を相対的貧困と捉えている。これはまさしく相対的な尺度であることから、中央値の所得自体によって変動するのは当然である。この定義は2010年に制定された児童貧困対策法でも採用されている (Joseph Rowntree Foundation, op. cit.: 12)。

2.3. 貧困測定とデプリベーション —複合的デプリベーションを手がかりにして—

次に、デプリベーション指数を手がかりにして、貧困測定の技法をみてみたい。政府資料『複合的貧困剥奪 (デプリベーション) 指標 2015年』 (*Indices of Multiple Deprivation 2015*, 『複合的貧困指標 2015年』) は英国の貧困状態を伝えている。最新版が2015年9月30日にコミュニティ地方自治省から発表されている。この資料作成の目的は、複合的な貧困問題を抱える英国の小地域について、社会的援助を目的にして明らかにすることである。富裕層と貧困層を識別した地図の作成は、夏目漱石が英国留学をした時代からみられる慣行である。

複合的デプリベーション指数 (multiple

deprivation index) は、地域再生で用いられた地域診断のツールである。調査対象は必ずしも金銭的なものに限らない。この指数は複雑な貧困状態を測定するもので、小地域の貧困状態に焦点を当てたものである。

政府文書 *The English Indices of Deprivation 2015* を手がかりにして、その中身をみてみたい。それは7つの領域で構成され、38の指標が用いられている。測定の基準となるのはLSOA (Lower Layer Super Output Area, 行政末端レベルの生活指標エリア) という住民人口1,500人程度の極めて小さな住区である。これは地方選挙区をベースにしたもので、日本でいえば町内会レベルに相当する¹⁾。

The English Indices of Deprivation 2015 から、7つの領域と主な指標をみておきたい。第1は、所得の領域である。これはデプリベーション総体の基本部分になっている。所得補助、所得関連の求職者手当、年金クレジット、児童タックスクレジットを受けている世帯などに焦点を当てている。さらに、児童および高齢者に影響を与える所得デプリベーション指標を追加している。

第2は、雇用の領域である。失業給付の受給者数、政府支援の職業訓練プログラムを受講している失業者などに焦点を当てている。

第3は、健康と障がいの領域である。これは65歳以下における死亡率、障がい者関連給付の受給者比率などに焦点を当てている。

第4は、教育と職業訓練の領域である。これは学歴を持たない成人、16歳以上の児童における非就学者、初等学校レベルにおける長期欠席者などに焦点を当てている。

第5は、犯罪の領域である。これは暴力事件の数、強盗事件の数、窃盗事件の数、刑事犯罪の数に焦点を当てている。

第6は、住居と生活サービスの利用の障壁の領域である。これは住宅内における過密度、一時居住施設にいるホームレス世帯数などを考慮している。

第7は、生活環境の領域である。これは屋内の生活環境、劣悪な住居の状況、セントラル・ヒーティングがない住居、空気の質、交通事故に焦点を当てている。(Department for Communities and Local Government 2015: 26-27)

以上から分かるように、複合的デプリベーション指数は貧困状態について広い捉え方をしている。この発想は、過去を振り返れば、1860年代のチャールズ・ブースによるロンドン調査を想起させる。ブースは貧困の発生率を職業、住居、地域などと関連させ、貧困の原因を社会環境や雇用条件に求めていた。このように社会調査の伝統は今も脈々と流れているのである。(Booth, 1903)

複合的デプリベーション指数から分かることは、所得の多寡といった単一の基準のみで貧困を測定するのではなく、労働、医療、教育、住環境など複数の生活資源から評価をする総合性である。ただし広義の概念とはいえ、絶対的貧困を軽視するものではない。この指数は、特に所得と雇用を“加重”の措置を通して重視しており、デプリベーションの主な要因と判断している点に注目したい。表1はデプリベーションの各領域における加重を示したものである。

大半の都市の中心部において、複合的デプリベーション指数が高い傾向がある。地域別では、ロンドンのニューハム、ハックニー、タワーハムレットという特別区、マンチェスター、リバプール、ニューカッスルなどで顕著になっている。産業革命以来、都市に貧困が集積し、さらに移民が都市で生活をしてきたことが主要な原因である。

最後に、2010年調査と2015年調査の比較をみてみたい。図1は、LSOAの十分位において、他の階層にどれだけ移動があったのかを示したデータである。上位10%の貧困地域では81%が“変動なし”となっている。同様に、下位10%の地域でも88%が“変動なし”となっている。つまり、貧富の階層が固定化しているのである。これに対し、第6、第7、第8分位で、およそ半分が入れ替わっている²⁾。このような貧富の階層の固定化

表1 デプリベーションの各領域における加重 (IMD2015)

デプリベーションの領域	加重された領域
所得のデプリベーション	22.5 %
雇用のデプリベーション	22.5 %
教育, スキル, 職業訓練のデプリベーション	13.5 %
健康のデプリベーションと障がい	13.5 %
犯罪	9.3 %
住宅と生活サービスの障壁	9.3 %
生活環境のデプリベーション	9.3 %

出典 : Department for Communities and Local Government, 2015: 26

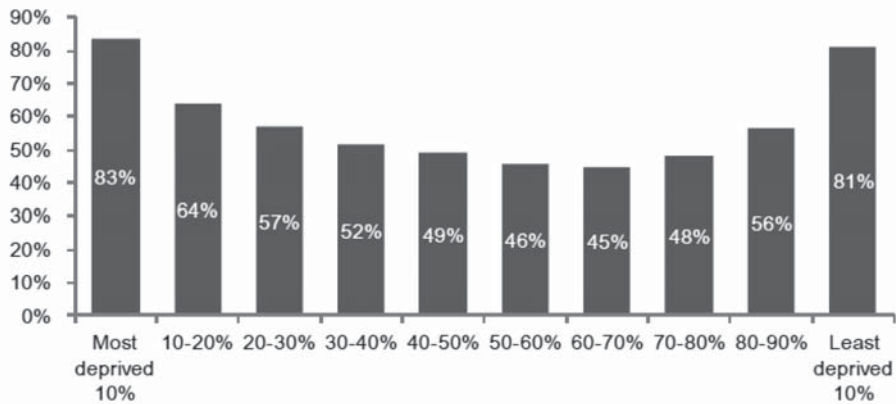


図1 十分位数にあるLSOAの割合 —2010年と2015年のIMDの比較—

出典 Department for Communities and Local Government, 2015: 6

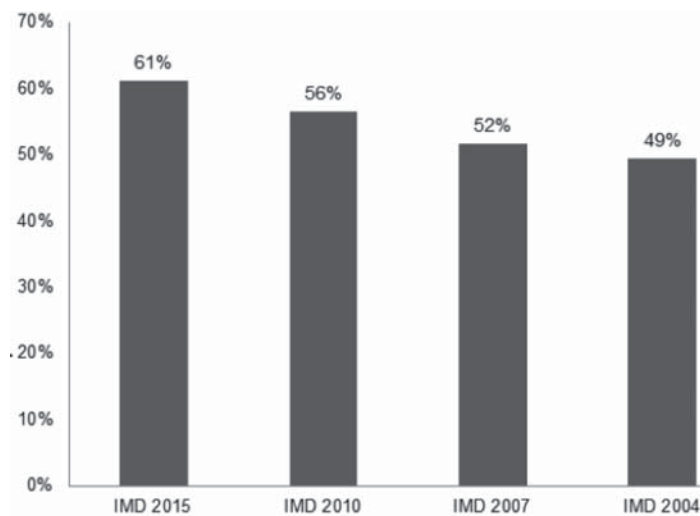


図2 全国で最も困窮度の高い近隣地区を少なくとも1つを持つ地方自治体の割合

出典 Department for Communities and Local Government, 2015: 8

がみてとれる。

まとめると、第1に、複合的デプリベーションは貧困を広く捉えた概念で、指数では“加重”を施すことにより、所得・雇用を重視している。第2に、複合的デプリベーション指数はアクション・リサーチとして使用されており、地域再生を目指したツールになっている。これは地方自治体ごとに公表され、貧困自治体を“可視化”している。各領域の数値は、当該地域の貧困対策の具体化を促すことになる。最後に、最も貧困な地域と富裕な地域において大きな社会移動はない。この貧富の両極状態は固定化している。

3. 日本における子どもの貧困対策とデプリベーション指数

3.1. 子どもの貧困率の衝撃

厚生労働省が発表している、子どもの貧困率は1985年には10.9%であった。その後3年ごとの統計の中で、全体の傾向は上昇を続け、2006年には14.2%、2009年には15.7%、2012年には16.3%であった。つまり、日本では、6人に1人の子どもが「相対的貧困」の状態に置かれていることになる。

このような中、国は「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（平成25年法律第64号）を制定した。その趣旨は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備し、教育の機会均等を図るために、子どもの貧困対策を総合的に推進することである。同法は2013年6月に成立し、翌年の2014年1月17日に施行されている。

同法は、国および地方自治体の責務として、子どもの貧困対策を総合的に推進する施策を講ずることを求めている。地方自治体の責務（第4条）は、法の基本理念に則り、子どもの貧困対策に関して国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定、実施することである。

国は、大綱の制定（第8条）として、子どもの貧困対策を総合的に推進するための大綱を定める。大綱に定める事項は、以下の通りである。

- ・子どもの貧困対策に関する基本的な方針
- ・子どもの貧困率、生活保護世帯に属する子どもの高校等進学率等
- ・子どもの貧困に関する指標及び当該指標の改善に向けた施策
- ・教育の支援に関する事項
- ・生活の支援に関する事項
- ・保護者に対する就労の支援に関する事項
- ・経済的支援に関する事項
- ・調査及び研究に関する事項

端的には、国の大綱において、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援等の重点施策を総合的に推進することとしており、これら4つの支援に掲げられた取り組みは次のように分類することができる。

最近になり、全国の自治体において大規模な調査が行われている。注目されるのが、調査では貧困の実態を明らかにするために、日本流「剥奪指標（deprivation index）」が使われていることである。これは阿倍彩の研究とその影響を反映するものであろう。相対的貧困状態に置かれた子どもたちについて、経済状況が標準的な家庭の子どもと比較し、生活資源の何を奪われているのかを明らかにする「剥奪指標」の応用は、日本では初めてである。日本の自治体調査では、「相対的貧困」の世帯において子どもが当たり前に持っているはずの「物」「人とのつながり」「教育・経験の機会」などが奪われていることが浮き彫りになっている。

剥奪指標といえば、ユニセフの剥奪指標は14項目で構成されている。それらは以下の通りである。

1. 1日3食
2. 肉、鶏、魚（または菜食品）で1日少なくとも1回の食事
3. 毎日新鮮な果物や野菜
4. 子どもの年齢および知識レベルに適した書籍

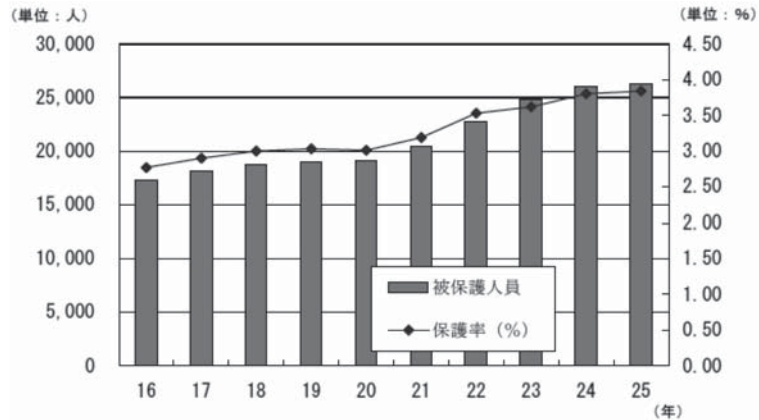


図3 生活保護人員および保護率

出典 足立区, 2014: 14

(学校の教科書は含まない)

5. アウトドアのレジャー機器(自転車, ローラースケートなど)
6. 定期的なレジャー活動(水泳, 楽器演奏, 青少年団体への参加など)
7. 屋内ゲーム(教育用ベビー玩具, 積み木, ボードゲーム, コンピュータゲームなど, 子ども1人あたり少なくとも1つ)
8. 修学旅行やイベントに参加する費用
9. 宿題をするのに十分な部屋と照明のある静かな場所
10. インターネット接続
11. 新しい服(古着ではない)
12. ぴったりあった2組のシューズ(少なくとも1組の全天候型シューズを含む)
13. 時折, 友人を家に招待して遊んだり, 食事する機会
14. 誕生日, 命名日(name day), 宗教行事などの特別な行事を祝う機会

出典 Unicef, 2012: 6

3.2. 足立区の子どもの貧困対策

ここで取り上げる東京都足立区は, 子どもの貧困調査でモデル的な調査を実施し, 調査から得られた知見に基づいた緻密な対策を講じている。ま

た同区は, 「治安・学力・健康・貧困の連鎖」の4つの側面で深刻な社会問題を抱えている。先の表現を使えば, deprived areaを抱えている。区長の掛け声の下で, 区の社会資源を総動員して取組みを鋭意進めている。貧困については, 親・子・孫と世代が変わっても, その状態から脱することができない「貧困の連鎖」を対策の重点に据えている。(足立区, 2016: 2)

実施した調査は大規模である。対象者は, 2015年度からの継続調査として, 足立区立小学校に在籍する2年生(全員)69校5,351人である。さらに2016年度新規調査として, 区立小学校に在籍する4年生(一部)9校616人, 区立小学校に在籍する6年生(一部)9校623人, 区立中学校に在籍する2年生(一部)7校755人である。

調査は, ①子どもの健康と生活の実態を把握し, ②子どもの健康が家庭環境や生活習慣からどのような影響を受けているかを明らかにし, ③子どもの健康と世帯の経済状態にどのような要因が媒介しているのか(媒介要因)を明らかにすることを目的とした。

2016年10月に, 区立小中学校に在籍する児童・生徒に調査票を配付し, 回答票を回収し, このうち調査への同意が得られなかった者, 回答票が白紙であった者, 学校身体測定・学校歯科健診

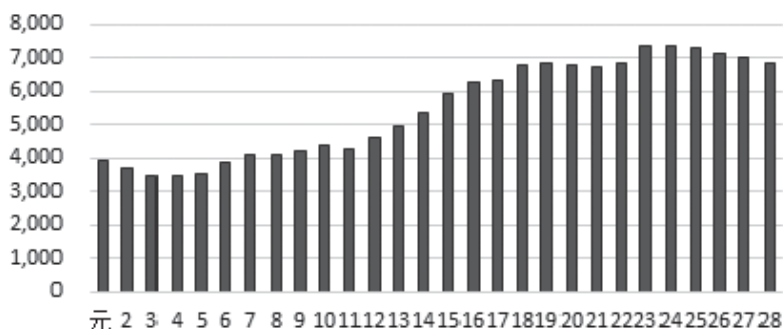


図4 児童扶養手当受給者数の推移

出典 足立区「未来につなぐあだちプロジェクト」(website)

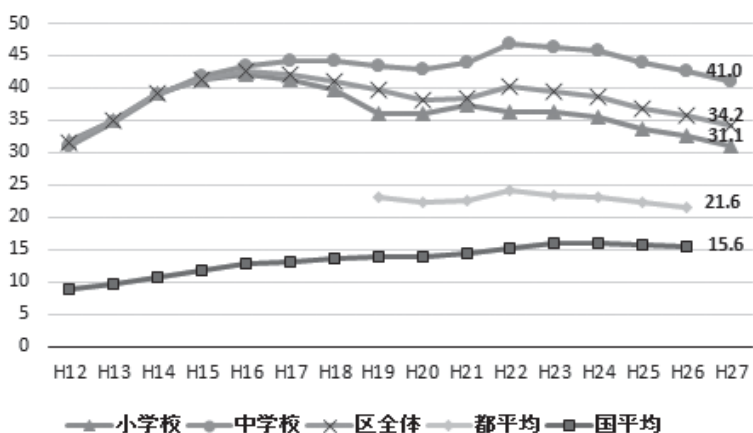


図5 就学援助率

出典 前掲足立区「未来につなぐあだちプロジェクト」(website)

の未受診者、「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習意識調査)」の未回答者を除いた者を本報告書の分析対象者としている。また、小学2年生は保護者のみに、その他の学年は保護者と子どもにそれぞれ調査を実施している。回答者の約90%は、子どもの母親である。

実施方法は、足立区・足立区教育委員会、国立研究開発法人国立成育医療研究センター研究所社会医学研究部、国立大学法人東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科国際健康推進医学分野の三者が協働で調査を行っている。調査は無記名アンケート方式により、区が学校を通じて調査票の配付・回収を行い、国立成育医療研究センター、東京医科歯科大学が結果の集計・分析を実施してい

る。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を契機にして、同区も2014年8月に対策本部を設置し、2015年度には「未来につなぐあだちプロジェクト(足立区子どもの貧困対策実施計画)」を策定して、本格的な取組みに着手したところである。

プロジェクトの基本理念は、①すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、自分の将来に希望を持てる地域社会の実現を目指す、②次代の担い手である子どもたちが「生き抜く力」を身につけることで、自分の人生を自ら切り開き、貧困の連鎖に陥ることなく社会で自立していくことを目指す、③子どもの貧困を家庭の経済的な困窮だけでなく、地域社会における孤立や

健康上の問題など、個々の家庭を取り巻く成育環境全般にわたる複合的な課題と捉え、その解決や予防に向けて取り組んでいくことである。

取組み手法として、7つの項目を掲げている。すなわち、「全庁的な取組み」「予防・連鎖を断つ」「早期かつきめ細やかな施策の実施」「学校をプラットフォームに」「リスクの高い家庭への支援」「NPO等との連携」「国・都等への働きかけ」である。

生活困難世帯の把握の試みとして、足立区の貧困調査が興味深い。まずは、「生活困難(deprivation)」の定義であるが、子どもの貧困状態を家庭の経済的な困窮だけでなく家庭環境全体で把握し、①世帯年収300万円未満、②生活必需品の非所有(子どもの生活において必要と思われる物品や5万円以上の貯金がない等)、③支払い困難経験(過去1年間に経済的理由でライフラインの支払いができなかったこと)のいずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義している。

300万円を基準とする根拠は3つあるという。第1は、生活保護基準から捉えた視点で、生活保護を受給している母子世帯(母30代、子小学1年生)を想定した場合、その年収は生活保護基準に基づき算定すると272万円相当となり、300万円未満の年収層で経済的な「生活困難」を把握することにしている。第2は、世帯の可処分所得から捉えた視点である。母子世帯(母30代、子小学1年生)において、300万円の年収がすべて給与収入と考えた場合、税や社会保障費を引いて児童手当等を加味すると、世帯の可処分所得は303万円程度と類推される。世帯人数が増えれば経済的困窮度はさらに増すため、300万円を基準と設定することになっている。第3は、生活必需品の非所有と支払い困難経験を年収から比較した視点である。世帯年収200万円と300万円で生活必需品の非所有、ライフラインの支払い困難経験の割合を比較したところ、ほとんど差がなかったという。つまり、200万円を基準にすると、多くの「生活

困難」層を取りこぼすおそれがあると判断している。

注目すべきは、これら3点が、調査では国民生活基礎調査で用いられる「相対的貧困(率)」³⁾の算出方法からではなく、世帯年収から経済的な困窮度を把握することとし、その基準を世帯年収300万円未満と設定している点である。

生活必需品の非所有も子どもの貧困状態・デprivेशनを捉えるもので、「生活困難」を定義する要素の1つとしている。子どもの生活に必要と思われる環境(自宅で宿題ができる場所等)、物品(本やおもちゃ等)、緊急時に対処できる貯金(5万円以上)等がない状況で把握している。

基礎的な生活費の支払い困難の経験を尋ねることは、水や電気、公的な健康保険など、生活に必要なものが途絶えかねない状況に陥っているかどうかを把握できるため、「生活困難」を定義する要素の1つと捉えている(足立区、2016:48)。

「生活困難」を定義付ける3つの要素について、そのいずれか1つでも該当する世帯を「生活困難」にある状態と定義している。この発想は恣意性を感じないわけではないが、調査で条件に該当した世帯の内訳は、以下の通りである。

図6から分かるのは、「世帯年収300万円未満」に該当する世帯数:700世帯(11.6%)、「生活必需品の非所有」に該当する世帯数:990世帯(16.5%)、「支払困難経験あり」に該当する世帯数:541世帯(9.0%)であることから、「生活困難」世帯数(3つの要素のうちいずれか1つでも該当する世帯数)は1,499世帯(24.9%)である。デprivेशनの実相を反映する「生活困難」世帯数が明らかになったことは画期的である。

さらには、同区は子どもの貧困に関する指標として、24項目を連ねている。

1. 「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」の児童・生徒の通過率
2. 「足立区基礎学力定着に関する総合調査(学習定着度調査)」の就学援助(要保護、準要保護)受給世帯の児童・生徒の通過率
3. 「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の

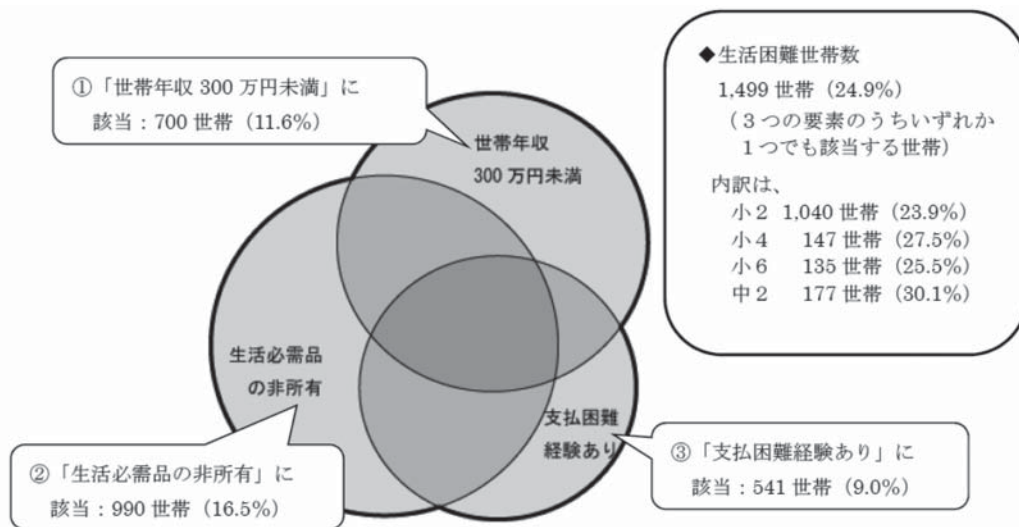


図6 足立区の「生活困難層」の把握

出典 足立区, 2017: 68-69

平均正答率

4. 「全国学力・学習状況調査」の就学援助（要保護，準要保護）受給世帯の児童・生徒の平均正答率
5. 「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習定着度調査）」の正答率 80 %（高得点層）の児童・生徒，40 %（低得点層）の児童・生徒の割合
6. 「足立区基礎学力定着に関する総合調査（学習意識調査）」の「自分にはよいところがあると思う」の質問に肯定的に回答した児童・生徒の割合
7. 区立中学校の高校進学率及び進路内訳（全日制，定時制，通信制，その他の進学率）
8. 生活保護世帯の子どもの高校等進学率及び進路内訳（全日制，定時制，通信制，その他の進学率）
9. 区内都立高校の中途退学者数（率）（全日制，定時制）
10. 生活保護世帯の子どもの高校中途退学者数（率）（全日制，定時制）
11. 区内都立高校の卒業時の進路未決定者数（率）
12. 生活保護世帯の子どもの高校卒業時の進路未

決定者数（率）

13. 小学校・中学校の不登校者数
 14. 早期（満 37 週未満）に生まれた子どもの割合
 15. 乳児健診のアンケートで「子育てを負担に感じたりイライラしたりする」と回答した人の割合
 16. 養育困難世帯の発生率
 17. 養育困難世帯の解決率
 18. 歯科健診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合
 19. 歯科健診で未処置のむし歯がある子どもの割合
 20. 子どもの朝ごはん摂取率
 21. 就学援助（要保護，準要保護）受給世帯の児童・生徒の朝ごはん摂取率
 22. ひとり親に対する就業支援事業による就業率及び正規雇用率
 23. 児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率及び正規雇用率
 24. 就学援助率（足立区「未来につなぐあだちプロジェクト」）(website)
- 足立区の子どもの貧困に関する 24 指標をカウントしてみると、「教育の支援」13 項目，「生活の支援」9 項目，「保護者に対する就労の支援」2 項目，「経済的支援」0 となっている。明らかに

教育面の支援が目立つ。

英国の貧困概念からは、所得の貧困、雇用の貧困、住宅の貧困、健康の貧困、教育の貧困、環境の貧困などホリスティックな構成となっていることは先に述べた。特に英国では所得の貧困は重視されており、最低生活の保障が脱貧困の機軸となる。これに対し、足立区の対策では、経済的貧困の対策は国の役割として幾分抑制されており、主に教育・保健を重視するものになっている。ただし、足立区のひとり親対策は英国と共通点があり、興味深い。シュア・スタート（英国の早期乳幼児対策）とブック・スタート（足立区の本の配布事業）は名前まで似ており、両国の政策が共有されている⁴⁾。

以上から、国と地方自治体の役割の分担が如実にみられている。国の経済的支援が重要であるが、足立区の子どもの貧困対策では国の責務が強く打ち出せていない。

4. 英国の貧困対策と社会的企業の役割

貧困地域で活動する社会的企業 (Social Enterprise) をとりあげる。社会的企業とは、社会問題や環境問題の改善を目的に掲げ、新しい社会価値の創造と社会変革を目指す組織で、利益を事業に再投資する組織である。イギリスの社会的企業は反貧困団体という側面が強い。ソーシャル・エンタープライズ UK という中間支援組織⁵⁾の「英国の反撃 (Fightback Britain)」という調査報告書を手がかりにして、貧困と闘う社会的企業を議論してみたい。

4.1. 社会的企業の現況

社会的企業の現状

イギリスには、社会的企業は約6万2,000社あり、経済全体に240億ポンドも貢献している (粗付加価値)。この組織はいわゆるサードセクター⁶⁾よりも中小企業との共通点が多いと言われていいる。不況下にもかかわらず、社会的企業は成長し

続けている。

政府との関係でみると、緊縮財政の下で社会的企業は価値を増している。ここでは、2つの重要な動向を指摘しておきたい。一つは、地方公務員が自治体からスピニアウトして社会的企業をつくる動きである。レジャー、健康、介護を提供する社会的企業に対して、政府内閣府も支援している。もうひとつは、2011年11月に成立した「ローカリズム法 (Localism Bill)」である。この法律はこれまでの分権化をさらに推し進め、自治体の資産所有権を広めるものである。自治体の施設を民間団体が利用するという意味で、社会的企業もこの法に関連してくる。

社会的企業の目的

まずは、社会的企業の掲げる社会的・環境的目的をみておきたい。目的は次の通りである。

- ①コミュニティの改善 (25%)
- ②雇用創出 (24%)
- ③困難な立場の人々の支援 (23%)
- ④健康や福祉の改善 (22%)
- ⑤教育やリテラシーの向上 (19%)
- ⑥社会的排除への取組み (18%)
- ⑦環境保護 (16%)
- ⑧金融面での排除への取組み (13%)
- ⑨困難な立場の子どもや若者の支援 (10%)
- ⑩手ごろな価格の住宅の提供 (10%)

(*Social Enterprise UK, 2011: 23*)


ここから、地域の社会的課題に取り組む傾向がみえてとれる。

雇用をつくり出す社会的企業

社会的企業が地域で雇用をつくり出していることも特徴である。「英国の反撃」によれば、社会的企業の51%は「1～9人」の従業員を雇っており、16%が「10～49人」、12%が「50人以上」を雇用している。これを中小企業と比較してみると、社会的企業の方が雇用創出型である。地元の人々を「積極的に」雇用している社会的企業は

表2 階級別にみた社会的企業の創業

階 級	第Ⅰ	第Ⅱ	第Ⅲ	第Ⅳ	第Ⅴ
社会的企業の比率	39 %	24 %	17 %	11 %	9 %
社会的企業の創業の比率	32 %	27 %	10 %	13 %	10 %
中小企業の比率	13 %	13 %	18 %	24 %	23 %



 高い貧困度 ← → 低い貧困度

出典 Social Enterprise UK, 2011: 23

66 %にのぼり、「ある程度」を含むと81 %にもなる。障がい者、長期失業者、元受刑者など、労働市場で不利な立場の人々の雇用では、「大いに」「ある程度」の雇用は56 %になる。これに対し、複合的デプリベーション指数(IMD)のデータから五分位階級でみると、富裕度の高い第Ⅴ階級では「大いに」は31 %にとどまる。

委託契約や事業収入から生まれた利益については、それを地域に再投資するところは82 %に達している。この数字は地域の貧困度が高まるのに応じて上昇する。意思決定過程にスタッフを参加させているのも社会的企業の特色である。62 %が「大いに」参加させていると回答している。(Ibid: 16-24)

表2は、階級別に社会的企業の創業を示している。上位20 %の貧困地域(第Ⅰ階級)に、社会的企業の39 %が集中している。つまり、社会的企業の約4割が貧困地域で活動しているのである。貧困地域と裕福な地域で比較すると、第Ⅰ階級では30 %が雇用創出を主たる目的に据えているが、第Ⅴ階級では13 %に下がる。第Ⅴ階級で主たる目的となっているのは、環境保護(19 %)や手ごろな価格の住宅の提供(15 %)である。

「英国の反撃」の要点をまとめると、以下の3点となる。

- ・ 貧困度の高い五分位第Ⅰ階級の地域で約4割の社会的企業が活動している。
- ・ 約3分の1が最貧困の地域で起業している。
- ・ 社会的企業の多くは社会的・環境的目的のために利益を地元で再投資している。

4.2. ハックニーの現状

英国の最貧困地域であるロンドン特別区のハックニー(Hackney)の現状をみてみたい。まず同区の貧困状況を確認し、これまでの地域再生の流れをフォローし、事例研究として住民主体の地域再生を推進する「メイナーハウス開発トラスト」(Manor House Development Trust, 以下メイナーハウスDT)を検討したい。

東ロンドンのハックニー区は、貧困が深刻なエリアであるが、同時に、若手のデザイナーやアーティスト、ミュージシャンなどが集まる流行の最先端を行く街としても知られている。また、テクノロジー産業やデジタル産業、クリエイティブ産業等の集積地区である「テック・シティ」はハックニー区に位置している。

ハックニー区は、区の中心部であるハックニー・セントラル地域の再生計画の一環として、同地域内にファッション産業の中心地を誕生させるプロジェクトを進めている。プロジェクトの柱は、2つのファッションビルを建設する計画である。ファッションビルで創出される雇用を区のプログラムを通して失業者の区民に優先的に割り当てるなど、雇用支援も行っている。(自治体国際化協会, 2014)

人口は2015年で269,009人(国家統計局推計)、20歳未満の人口が4分の1を占めるという比較的若い地域である。文化的に多様な地域で、白人、黒人、トルコのコミュニティが存在する。住民の3分の1強がクリスチャンで、ロンドンと英国の平均より低い割合である。ユダヤ教とイスラ

表3 自治体別の貧困ランキング

平均的スコアの ランク	地方自治体
1	ブラックプール
2	ノウズリー
3	キングストン・アボン・ハル
4	リバプール
5	マンチェスター
6	ミドルズブラ
7	バーミンガム
8	ノッティンガム
9	バーンリー
10	タワーハムレッツ
11	ハックニー
12	バーキングとダゲナム
13	サンドウエル
14	ストーク・オン・トレント
15	ダーウェンを含めたブラックバーン

出典 Department for Communities and Local Government 2015: 1-2

ム教の信者が多く、宗教を持たない人も多くみられる。平均寿命は男女ともに延びており、年齢では男性は78.5歳、女性は83.3歳である。男性の場合、ロンドンの平均を下回っている。

『複合的貧困指標 2015年』では、LSOAに基づくハックニーの平均スコアは、英国で11番目に貧困な地方自治体としてランクされている。2007年版では、2番目にランクされていたことから、貧困が改善されたことになる。

4.3. メイナーハウス開発トラスト

ハックニーの社会的企業メイナーハウス開発トラストは、住民主体を原則にして地域再生を実践している。この組織はハックニーの北東部にあるメイナーハウスで活動する社会的企業である。

組織の特徴は、第1に、保証有限責任会社・登録チャリティの法人格を持ち、就労支援や社会的包摂の活動を進めていることである。第2に、地域再生を進めるために、地域のネットワークを構

築し、住民のエンパワメントを図り、生活サポートを提供している。第3に、活動内容は多岐にわたり、健康・ウェルビーイング⁷⁾の増進、就労、居場所づくり等々に及ぶ。

筆者は、2017年3月22日にメイナーハウスDTを訪問し、主宰者のサイモン・ドノバン(Simon Donovan)氏のヒアリングを行った。彼は社会起業の「セオリー・オブ・チェンジ」を信奉しており、住民個人のポジティブな変化をマップに表示している。セオリー・オブ・チェンジとは「目標とアウトカムを明確にすること(identifying goals and outcomes)」「振り返りのマッピングを作成し、アウトカムと関係づけること(backwards mapping and connecting outcomes)」「アウトカムの枠組みを完成すること(completing the outcomes framework)」「仮説を明確にすること(identifying assumptions)」「指標を開発すること(developing indicators)」「介入策を明確にすること(identifying interventions)」からなる戦略プロセスである⁸⁾。

図7はメイナーハウスDT独自のセオリー・オブ・チェンジを示したものである。生活困窮に陥っている現状を打破し、外には友達づくり、内にはスキルを磨くという介入プランを立てている。当事者が孤立を抜け出し、社会性を持つことから始め、カウンセリングやトレーニングを通して自己肯定感を持たせ、生きる意欲を促進する道筋を描いている。

主な活動と成果

就労支援 (Built2Work)

2011年に建設業訓練プログラムに26人が参加している。過去6年でメイナーハウスDTは1,016人の就労をサポートしており、トータルで社会的価値は52万ポンドに相当する。ドノバン氏が力説したのが、次のエピソードである。参加者全員が、2011年のロンドン暴動に加わらなかった。彼が参加者に尋ねたところ、「もしこの就労支援コースがなければ、暴動に参加したかもしれな

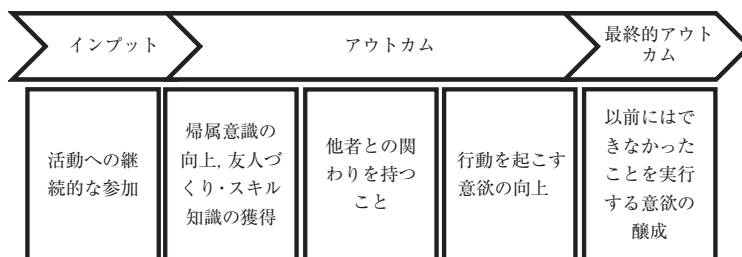


図7 メイナーハウス DT の掲げるセオリー・オブ・チェンジ
出典 Manor House Development Trust (2016)

い」と答えたという。このコースの履修のおかげで、参加者たちは反社会的行為に加担しなかった事実を誇らしげに語ってくれた。もし彼らがコミュニティの施設を破壊し、そのため逮捕され、裁判、収監されたと仮定すれば、そのリスクを防いだというアウトカムだけで、4万2,332ポンドの社会的価値を生み出したと試算している。

メイナーハウス DT PACT (Prepare Adapt Connect Thrive)

家庭訪問事業で、エネルギーの専門家を750世帯以上に派遣している。主に光熱費を捻出できない貧困な家庭を対象としており、生活支援や省エネ設備を提供している。簡易測定や家庭用調整器具を提供し、エネルギー消費や光熱費を節約する方法を助言している。全国宝くじ基金との100万ポンドの契約であるPACTという事業があり、これはハックニーのローカル版で、この事業だけで180万ポンド以上の社会的価値がある実質的な投資収益を生み出している。

地域イベントを助成しており、ボランティア活動を奨励している。その目玉はヘルス・チャンピオンである。ヘルス・チャンピオンは2009年以来ハックニーの北東部で運営している制度で、チャンピオンに選ばれた者は地元の団体とともにボランティア活動を行い、健康情報の拡散を行う。支援する活動は、体操、応急措置の訓練、金銭管理、食品衛生コース、料理教室などで、ヘルスチャンピオン・プログラムや助成プログラムを

通して、住民団体が育っている。実施当初の第1段階では5つの団体が応募したが、第2段階では40団体に増えている。アウトプットとして参加者数の増加をみると、第1段階の参加者は699人で、「健康な食事」では第2段階で80%増加し、「手ごろで健康的な食事へのアクセス」では75%、「運動のレベル」では71%、「ポジティブな感情」では80%の増加がみられた。(Manor House Development Trust, 2016)

社会的企業は、地域の再生はもちろんとし、個人の変化も重視する。職業訓練で人気なのは(健康に結びつく)ヨガ教室であるという。またサービスを有料化して、競争が激しい清掃業も入札契約を獲得している。特に窓ふき業務で競争力を持ちつつある。ハックニーには空きビルが多くあり、今後は有効活用していきたいところである。

【補完調査】

eメールによるサイモン・ドノバン氏へのインタビューによる補完調査を行った。回答日は2017年6月22日で、以下がその内容である。

[質問1] ハックニーでコミュニティの問題に取り組んでいる社会グループはいくつあるのか。

[回答] ハックニーには、コミュニティの問題に取り組んでいる2,000のグループがある。傘下の組織は<http://www.hcvs.org.uk/index.php>に表示されており、どのようなサービスが提供されているか、さまざまなサービスの分野が分かる。

[質問2] あなたはハックニーの自治体（カウンシル）に関わったことがあるのか。

[回答] はい、いくつかの形で関わっている。私は当初、この区役所に雇用されていたが、労働者を雇用する準備が十分に整ったことからこのトラストに異動した。ハックニーの自治体は、レドモンド・コミュニティ・センターの管理資金の助成金を私たちに交付してくれている。私たちは、若者事業や公衆衛生などのコミュニティサービスを提供する上で自治体と多くの契約を結んでいる。雇用の仲介を行う Hackney's Ways Into Work の本拠地でもある。私たちの理事会には2人の地方議員が参加している。

[質問3] ハックニーのいくつかの貧困指標は減少している。どう思うのか。

[回答] これは、これまで実施されてきた事業の成果によるものである。ただし、これは現行の緊縮財政および住宅給付の上限設定により相殺されている。主に、より豊かな人たちがハックニーに移住したことが原因である。いわゆる「ジェントリフィケーション（gentrification）」が起こったと言いたい。新しい居住者は本質的に裕福で職業に就いているので、ここに移り住むだけで貧困指標を改善することができる。これはもちろん、貧困指標が改善されるにつれて、見えにくくなる既存の貧困を緩和するものではない。このことはウッドベリー・ダウンで起こっている。この地区は中産階級の住宅に囲まれた貧困地域であるため、デプリベーション指数には反映されていない。

補完調査から、英国では地域の諸問題に取り組む社会団体の多さを知らされた。また行政から転じて、社会的企業を主宰する人物も多い。地域貧困については、ジェントリフィケーションによるところが大きく、あらためて内発的発展のために社会的企業の下支えが重要であることが確認できた。

小括

メイナーハウス DT は受け身ではなく政治側へ積極的に働きかける姿勢を持ち、地域からの抵抗力を高める目標を掲げて活動を進めている。すべての課題は解決できなくとも、体制（エスタブリッシュメント）に抵抗できる力を当事者は身につけようとしている。

ただし、社会的企業の活動はともすれば行政の下請けになる。このことはドノバン氏もよく認識している。補助金を受けるために、SROIなどの社会的企業の規格化を受け入れている。ただし、その根底では住民主体および草の根の民主主義を貫いていることに注目したい。社会問題への認識を社会起業家のドノバン氏と住民が分かち合い、利用者や地域住民がともに事業計画や実践に参画し、意思決定に加わっている姿は頼もしい。メイナーハウス DT はまさに社会的統合を目指す“地域密着型”を志向しており、ソーシャル・キャピタルの構築や個人の生活力の再生を達成している。いわゆるマルチ・ステークホルダー型ガバナンスを見事に実践しているのである。

5. おわりに

貧困の定義をまとめると、絶対的貧困とは、食糧、飲料水、衛生、健康の保持、避難所、教育、情報を含む基本的なヒューマン・ニーズが剥奪された状態を指す。そのような状態では、所得だけでなく、さまざまなサービスが利用できる状況でなければならない。一方、相対的貧困とは、個人が生活する社会の観点から測定される基準であり、したがって、それは国や時代によって異ってくる。所得関連の例では、世帯規模と住宅費を調整した上で、家計所得の中央値の60%未満で生活している状態を指す。ユニセフや日本では、家計所得の中央値の50%未満という基準を用いている。

イングランドで複合的デプリベーション指数が

使われている。これには7つの領域があり、加重が施されている。それらは、所得のデプリベーション (22.5%)、雇用のデプリベーション (22.5%)、健康のデプリベーションと障がい (13.5%)、教育、スキル、職業訓練のデプリベーション (13.5%)、住宅とサービスへの障壁 (9.3%)、犯罪 (9.3%)、住環境のデプリベーション (9.3%) という構成になっている。複合的デプリベーション指数を地域別に集約した結果として、地政学的に、階級階層的にデプリベーションが可視化されている。

貧困の削減をどのように実現するのか。その解決策は永遠のテーマである。ケインズ主義的経済政策の視点からすれば、国民すべての者に利益をもたらす長期的な経済成長を実現し、所得を増やすことになる。最低所得保証の給付制度は効果的なものでなければならず、中長期的には、教育水準を改善し、技能を高めることが必要である。また、家族や地域社会の力を補強することも必要である。ただ、緊縮財政の下で、事情は大変厳しい。

これらは並列的な関係ではなく、やはり政府の努力が不可欠になる。公共政策を通じて、政府による税による再分配が基調となる。加えて、政府は個人や地域社会ができる限りの努力をする条件と機会を創出することができる。

国と地方自治体の役割分担においては、分権化が現代の政治的議題の一つである。地方自治体は国には批判的協力関係を持ち、両者は国民に経済的な機会を広くもたらすように、企業、組合、社会的企業を含む社会組織と緊密に協力するべきである。地元企業と協力して労働市場や技能を開発することで、包括的で持続可能な成長を促進する長期的な経済戦略が求められる。

本稿では、社会的企業の活動事例を扱ったが、限られた資源にもかかわらず、ボランティアセクター、コミュニティセクター、宗教セクターは地域の貧困を緩和するための重要な役割を果たしている。社会的企業は地域において社会資源を集約

するハブであり続けるであろう。

現在、英国では、貧困削減と「メイク・ワーク・ペイ (Make Work Pay 就労しても生活は引き合う)」がセットになっている。就労があって初めて社会保障が給付される福祉改革の目玉である。貧困の対象にとっては、就労が過度に要求されて給付を断念する事例もある。映画「わたしは、ダニエル・ブレイク」はそのことを訴えている。

基本的には、複雑な申請手続きを減らし、給付の捕捉率を高め、不正受給や誤給を減らすことが大事である。今次の緊縮財政は、社会保護制度の削減につながっている。不就労および就労する者へのサポートを組み合わせたユニバーサル・クレジット (Universal Credit) は2021年までに実施される予定である。ユニバーサル・クレジットをめぐる給付条件と制裁強化には論争がある。

政治の場において、貧困対策を優先すれば、貧困を大幅に削減することが可能である。目標を立てることは政府を動かし、特定の戦略の開発を進めることができる。支援策を整備し、公的支援を強めることこそが重要で、全体経済の浮揚を条件にした反貧困の考えには限界がある。

注

- 1) *Department for Communities and Local Government, 2015: 3*
- 2) *Department for Communities and Local Government, 2015: Ibid: 5-6*
- 3) 「相対的貧困 (率)」とは、一定基準 (貧困線) を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合。貧困線とは、等価可処分所得 (収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入である世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得) の中央値の半分の額。
- 4) 2017年8月4日に足立区政策経営部子どもの貧困対策にてヒアリング調査を行い、説明を受けた。対応者は担当部長・秋生修一郎氏、担当課長・岩松朋子氏。
- 5) 個々の社会的企業を支援する中心的な社会的企業のことで、他の社会的団体や民間企業を結びつけて社会資源を活用する。
- 6) 行政を第1セクター、民間企業を第2セクター

と呼ぶが、政府機関でもなく、民間営利企業でもない組織を第3セクターと呼ぶ。

- 7) ウェルビーイングは、個人の権利が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念とされる。
- 8) Center for Theory of Change
<http://www.theoryofchange.org/what-is-theory-of-change/>
 検索日 2017年5月27日。また小嶋新による紹介「Theory of Change (セオリー・オブ・チェンジ 変革の理論) 入門」が参考になる。
<http://trans.hatenablog.jp/entry/2013/10/19/131643>
 検索日 2017年1月12日

参考文献

- 足立区 (2014) 「グラフでみる足立区」
<https://www.jrf.org.uk/report/monitoring-poverty-and-social-exclusion-2016>
- 足立区 (2016) 「未来につなぐあだちプロジェクト 足立区子どもの貧困対策実施計画 (平成27年度～平成31年度)」
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/sesaku/documents/miraihetunaguadachiproject.pdf>
- 足立区 (2017) 「第2回子どもの健康・生活実態調査 平成28年度報告書」
<https://www.city.adachi.tokyo.jp/kokoro/fukushi-kenko/kenko/kodomo-kenko-chosa.html>
- 阿部彩 (2005) 「日本における相対的剥奪指標と貧困の実証研究」IPSS Discussion Paper Series, 国立社会保障・人口問題研究所
http://www.ipss.go.jp/publication/j/DP/dp2005_07.pdf
- (2011) 「子ども期の貧困が成人後の生活困難 (デプリベーション) に与える影響の分析」『季刊・社会保障研究』vol. 46 No. 4
<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19455504.pdf>
- 阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義 (2008) 『生活保護の経済分析』東京大学出版会
- Booth, C. (1903) *Life and Labour of the People in*, 3rd ed., 17vols. London: Macmillan
- Council of the European Union (2004) *Joint Report by the Commission and the Council on Social*

Inclusion

http://ec.europa.eu/employment_social/soc-prot/soc-incl/final_joint_inclusion_report_2003_en.pdf

Department for Communities and Local Government (2011) *Localism Bill: Community Right to Buy Impact Assessment*, London, DCLG

<https://www.gov.uk/government/news/localism-bill-impact-assessments-published>

—— (2015) *The English Indices of Deprivation 2015*

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/465791/English_Indices_of_Deprivation_2015_-_Statistical_Release.pdf

—— (2016) *Monitoring Poverty and Social Exclusion 2016*, Adam Tinson, Carla Ayrton, Karen Barker, Theo Barry Born, Hannah Aldridge, Peter Kenway, New Policy Institute Joseph Rowntree Foundation, (2015) *Economic Theories of Poverty*, E Philip Davis and Miguel Sanchez-Martinez

<https://www.jrf.org.uk/file/47486/download?token=ov5f4EXo>

Manor House Development Trust (2016) *Social Impact Report*

OECD (2008) *Are we growing unequal?*

<https://www.oecd.org/els/soc/41494435.pdf>

Townsend, P. (1979) *Poverty in the United Kingdom: A Survey of Household Resources and Standards of Living*, Penguin Books

Social Enterprise UK (2011) *Fightback Britain*

https://www.unicef-irc.org/publications/pdf/rc10_eng.pdf

Unicef (2012) *Measuring Child Poverty New League Tables of Child Poverty in the World's Rich Countries*, Innocenti Research Centre

小谷義次 (1977) 『現代福祉国家論』筑摩書房

自治体国際化協会 (2014) 「ハックニー区東ロンドンのファッション産業のメッカ創設とテクノロジー産業のプロモーション」ロンドン事務所マンスリートピック

http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2014/12/nov_2014_uk_021.pdf

Poverty and social enterprise in the UK

Takashi Yamamoto

School of Human Welfare Studies, Kwansai Gakuin University

According to a series of poverty research projects conducted in the UK, 20% of the population lives in poor households, and of these, in-work households are numerous. In the UK, poverty is referred to by the term “deprivation”, a concept which was developed and popularized by Peter Townsend. Deprivation implies the state of people “stripped of” living resources and the means of joining in the community, thereby obstructing social involvement. Recently, the measurement of deprivation has been introduced and tested in child poverty research by Japanese local authorities. In addition to statutory support, social enterprises are combating local poverty problems. The management of social enterprises is based on the so called “multi-stakeholder type”. Manor House DT taken up in the case study demonstrates the outcomes of regeneration of communities including support for individuals and social capital building.

Key words: poverty, deprivation, poverty research, social enterprise